

平成27年10月7日

奈良県知事 殿

奈良県入札監視委員会

委員長 池田辰夫

申立者 [REDACTED] に係る再苦情申立事案についての意見書

[REDACTED] の入札で失格とされたことに対して、平成27年9月2日付けで申立者 [REDACTED] からなされた再苦情申立について、下記のとおり意見を述べる。

記

1. 意見

当該苦情申立に対する [REDACTED] の回答は相当であり、本件再苦情申立について理由は認められない。

なお、今後は周知方法について、具体的な注意喚起につき、より分かりやすくするなど、なお一層の改善の余地がないかさらに検討いただきたい。

2. 理由

「工事費内訳書」の「入札書記載金額」欄において千円未満の額を端数処理していたことによる「工事価格（工事原価＋一般管理費等）」欄との不一致を理由として、奈良県県土マネジメント部建設工事等入札執行要領に基づき失格としたことは、「入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない」とする公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条の趣旨に照らして相当である。

県の入札制度の公正性を担保するためには、工事費内訳書においても一点の疑義を差し挟まないものでなければならないと考える。

本件再苦情申立についての理由は別紙のとおりである。

(別紙)

1. 『記入例があったが入札額と同一にするべく表示(指導)がなかった』との主張について

奈良県のホームページにおいて周知している工事費内訳書の記載例には、『各項目の金額の総額となります。この金額は、入札書記載の金額と必ず同額となります。』とあることから、内訳書各項目の合計となること、その金額が入札書記載金額と同一となることを明示していると考えられる。

2. 『過去の弊社が奈良県の工事入札において同様の内訳書を提出しているが失格の宣言を受けたことがない』との主張について

工事費内訳書の内容を確認するのは落札候補者のみとされている。

このことは、『建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱について』(国土入企第22号平成26年12月25日付国土交通省土地・建設産業局長ほか通知 以下「国通知」と言う。)において各地方公共団体における独自の取扱いの継続を認めていることから妥当である。

3. 『内訳書の義務付けは、公共工事の適正な施工が見込まれない契約の排除を目的としたものであることから、千円の端数処理が法の目的を阻害しているとは思えない』との主張について

奈良県では従来から「奈良県県土マネジメント部建設工事等入札執行要領」の「第18 入札の失格又は無効」の(1)のウにおいて『入札金額の内訳書の各計及び合計が正しくない場合』は失格とする旨の定めがある。

この取扱いは、国通知の趣旨からも妥当である。

4. 『奈良県では、最低制限比較価格や変更契約価格では、現に千円未満の端数まで出し切り捨てている』との主張について

最低制限比較価格や変更契約価格における千円未満の端数切り捨てや奈良県土木工事標準積算基準と、工事費内訳書の記載方法とは関連が認められないと考える。

5. 『不服申立て者の意見陳述の為の出席は、当然認められる』との主張について

入札契約手続は、行政手続法に基づき聴聞等の機会を設けなければならない行政処分ではないと考える。

入札監視委員会は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に基づき、行政庁の入札契約手続に係る内部チェックのために設けたものであり「奈良県入札監視委員会規則」の第5条第6項で審議を非公開と定めている。

また、申立者は、再苦情申立書において申立理由等を記載することで意見を述べており、一定の手続保障はされているところから、審議の場で意見を述べさせなければならないものではない。